

## 安中市総合計画審議会議事運営規則

平成18年3月18日  
安中市規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、安中市総合計画審議会条例(平成18年安中市条例第17号)第8条の規定に基づき安中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合を除くほか、招集期日の3日前までに議案、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(会議等)

第3条 会長は、会議の議長となる。

2 議長は、会議を開閉し、議事を主催し、及び議場の秩序を保持する。

(退席)

第4条 委員は、開会中事故のため退席しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(議事日程)

第5条 議長は、議案の審議順序等の議事日程を定めるものとする。

2 議長は、必要あると認めるときは、議事日程の順序を変更することができる。

(発言)

第6条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議事録)

第7条 会長は、次に掲げる議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

2 会長は、議事に先立ち議事録署名人2人を指名するものとする。

3 議事録は、閲覧又は市のホームページへの掲載その他会長が定める方法により、原則として公開する。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、会議の内容を公にすることが適切でないと認められるときは、非公開とすることができる。

2 前項ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、会長が会議に諮って決定するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。